

## 5 行財政に関する疑問にお答えします

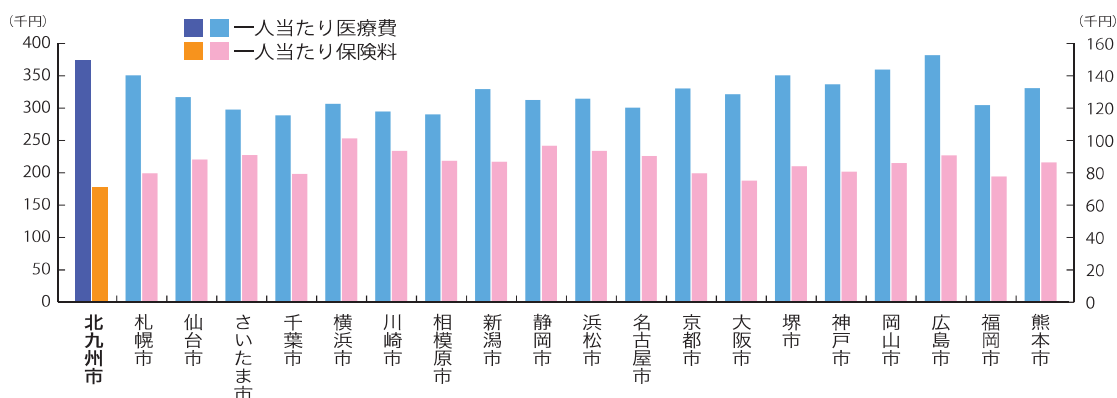


**Q1.** 北九州市の国民健康保険料は他の自治体より高いのですか？

**A1.** 北九州市の国民健康保険は、高齢化が進展していることや大都市であるため医療機関の数が多く受診環境が充実していることから、「一人当たりの医療費(37万4千円)」が政令市の中で二番目に高くなっています。このため、本来であれば「一人当たり保険料(7万円)」も高くなるはずですが、一般会計からの繰出金などにより、一人当たり保険料は政令市の中で低水準を維持できています。

なお、繰出金には保険料軽減の補填や、国保財政の安定化及び保険料の平準化のための費用なども含まれます。

【被保険者一人当たりの医療費と保険料 政令市比較】 ※平成25年度決算より算出



**Q2.** 生活保護について。本当に助けが必要で困っている人はちゃんと保護できているのですか？

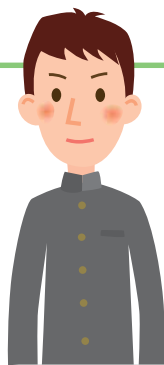
一方、不正受給防止や自立支援などの対策も必要だと思いましたが、どう対応しているのですか？

**A2.** 本当に助けが必要で困っている人を保護するために、全ての相談者に申請の意思を確認し、保護を廃止する際には自立の目途を確認するなど保護の入口と出口の丁寧な対応を徹底しています。

また、不正受給防止のため、収入申告義務の徹底を図るとともに、悪質なケースには警察OBの対策員を活用し、告訴等に係る警察協議を行うなど厳正に対応しています。

生活保護受給者の自立支援のために、ハローワークとの連携強化や就労支援専門員・求人開拓員等の活用による職業紹介のほか、就労意欲喚起事業など個々の状況に応じた、きめ細やかな施策を実施しています。

その他、保護の適正な実施のため重複受診、頻回受診の改善や後発医薬品の使用促進等にも取り組んでいます。



**Q3.** 一般会計と特別会計の違いを説明してください。

**A3.** 一般会計は地方公共団体の会計の中心をなすものであり、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計です。(P4『用語解説 ※2【一般会計】』参照)  
 特別会計は、特定の事業を行うため、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して処理するための会計です。

一般会計			主な特別会計	
<p>福祉</p>	<p>教育</p>	<p>道路整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民健康保険</li> <li>● 介護保険</li> <li>● 後期高齢者医療</li> <li>● 学術研究都市土地区画整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公債償還</li> <li>● 競輪、競艇</li> <li>● 港湾整備</li> <li>● 廃棄物発電</li> </ul> <p>など22会計</p>



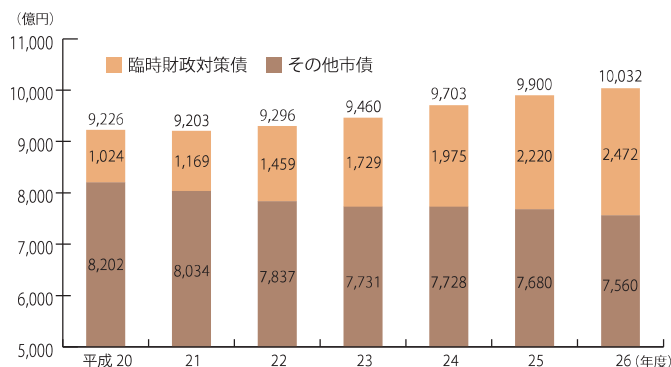
**Q4.** 道路や空港、市街地などが整備されて便利な住みやすい街になったけど、そのために増えてしまった北九州市の借金は大丈夫ですか？

**A4.** 市債の管理においては、事業の「選択と集中」を図り、市債の借入と償還のバランスを考慮しながら、将来世代の負担が過大にならないよう努めてきました。  
 そのことにより、公共事業等の借金の残高は近年、7,000 億円台で推移しています。  
 一方、臨時財政対策債という地方交付税の代わりにの借金も含めた合計は増加していますが、この借金は後年に国が地方交付税として確実に措置することとなっています。

**解 説**

(1) 北九州市の市債残高について

臨時財政対策債を除いた平成 26 年度末残高は 7,560 億円で近年は 7,000 億円台で推移しています。(P6「市債残高の推移(一般会計)」参照)





**Q5.** 港湾整備特別会計(埋立事業)の抜本的見直しについて教えてください。

**A5.** 港湾整備特別会計(昭和49年度設置)の埋立事業は、市債で資金を借入れ、埋め立てにより造成した分譲地を企業などに売却し、その収入で市債の償還を行ってきました。これまで臨海部に産業用地を造成することで、多くの企業立地の受け皿となってきました。

しかし、バブル経済の崩壊後の地価下落などにより、分譲地の売却単価が造成原価割れすることとなり、その結果、埋立事業において、負債が資産を上回ることとなりました。

現状において、特別会計だけでは市債を全額償還することができず、一般会計からの支援が避けられない事態となっています。

市として、このような事態に陥ったことについて重く受け止め、今後の一般会計負担をより軽減していくため、残る分譲地の早期売却に全力を挙げるとともに、埋立事業を抜本的に見直すこととしました。

具体的には、今後発生する一般会計の負担について、平準化<sup>※1</sup>と軽減<sup>※2</sup>を図るため、特別会計で借入れている市債を一般会計において「第三セクター等改革推進債(三セク債)(P6 〓『第三セクター等改革推進債(三セク債)とは?』参照)」に借り換えて一括償還し、平成27年度末に特別会計の埋立事業を廃止します。

三セク債の発行限度額は、埋立事業で借入れている市債残高の見込みなどから算定し、414億円を予定しています(償還期間:20年以内)。

今後も、「臨海部産業用地・分譲推進本部」(平成26年4月設置)の下、市一丸となって土地の早期売却を図り、一般会計の負担を少しでも軽減するとともに、三セク債の発行後の状況や土地の売却状況について、今後市のホームページなどでお知らせしていきます。

市民の皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。

※1… 現行の特別会計では、市債の償還額にばらつき(償還のピーク:平成29年度 61億円、平成38年度 63億円)がありますが、三セク債を活用することにより、負担の平準化を図れます。

※2… 金利の一部が国の特別交付税で補われることなどにより、今後の一般会計負担額が少なくなります。



**Q6.** 予算編成過程の公開について教えてください。

**A6.** 本市では、市民の皆様の予算編成への参画等を目的として、平成20年度予算編成から、予算編成過程の公開を行っています。予算案の作成にあたって、11月頃に各局の要求内容等を市のHP、本庁舎、各区役所・出張所等で公開し、市民の皆様の意見を募集しています。市では、寄せられた意見のほか、必要性や有効性及び費用対効果の検証など、様々な要素を総合的に判断した上で、事業の採択を行っています。

また、最終的な予算編成結果や市民意見に対する市の考え方は、翌年の2月頃に公開してお知らせをしています。



**Q7.** 平成26年4月から消費税が8%に上がりましたが、その引上げによる増収分の使途を教えてください。

**A7.** 消費税率引上げによる増収分は、年金・医療及び介護の社会保障給付、少子化対策やその他社会保障施策の充実・安定化に充てることが、法律で定められています。

本市の税率の引上げによる地方消費税交付金の増収分は平成26年度決算では19億円、平成27年度予算では66億円となっています。<sup>※1</sup>

その引上げ分の使用については、下記のとおりとなっており、子育て支援や高齢者支援などの社会福祉のほか、保健衛生や社会保険にかかる施策に充てています。

今後も引き続き、この財源を効率的に活用し、社会保障の充実・安定化の取組みを推進していきます。

**【消費税率引上げによる増収分の使途の状況】**

上段：平成26年度決算

下段：平成27年度予算

(単位：億円)

款 項	区 分	事業費	特定財源			一般財源		
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分 地方消費税交付金	その他	
保健福祉費		1,318	609	2	26	681	14	667
		1,394	664	8	21	701	50	651
社会福祉費	社会福祉 <sup>※2</sup>	498	203	2	16	277	6	271
		544	225	8	15	296	21	275
公衆衛生費	保健衛生 <sup>※3</sup>	43	2	0	4	37	1	36
		45	2	0	5	38	2	36
保健所費	保健衛生	10	1	0	2	7	0	7
		10	1	0	1	8	1	7
生活保護費	社会福祉	465	341	0	4	120	2	118
		471	352	0	0	119	9	110
繰出金	社会保険 <sup>※4</sup>	302	62	0	0	240	5	235
		324	84	0	0	240	17	223
子ども家庭費		505	244	2	43	216	5	211
		555	301	2	42	210	16	194
子ども家庭費	社会福祉	453	233	2	38	180	3	177
		500	290	1	38	171	12	159
	保健衛生	48	11	0	4	33	1	32
		50	11	0	3	36	3	33
男女共同参画費	社会福祉	4	0	0	1	3	1	2
		5	0	1	1	3	1	2
合 計		1,823	853	4	69	897	19	878
		1,949	965	10	63	911	66	845
	社会福祉	1,420	777	4	59	580	12	568
		1,520	867	10	54	589	43	546
	保健衛生	101	14	0	10	77	2	75
		105	14	0	9	82	6	76
	社会保険	302	62	0	0	240	5	235
		324	84	0	0	240	17	223

※1 地方消費税は、国を通して都道府県へ払込みされた後、地方消費税交付金として市町村に交付されるため、市町村の収入になるまでに期間を要します。このため、平成26年度については、引上げ分の地方消費税交付金額が少なくなっています。

※2 社会福祉 … 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など

※3 保健衛生 … 医療にかかる施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など

※4 社会保険 … 国民健康保険、介護保険など

より詳しい内容は、市のHP (<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000705947.pdf>) をご覧ください。